

# 令和4年度 公文書開示状況（令和5年3月決定分）

## 福祉保健局

### 表の見方

#### <決定区分>について

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

#### <（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、非開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

#### <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。  
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

#### <公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

令和4年度 公文書開示状況（3月決定分） 福祉保健局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
1	R5. 2. 24	R5. 3. 10	平成30年度福祉保健局文書保存期間表 平成31年度福祉保健局文書保存期間表 令和2年度福祉保健局文書保存期間表 令和3年度福祉保健局文書保存期間表 令和4年度福祉保健局文書保存期間表		1															福祉保健局総務部総務課
2	R5. 1. 27	R5. 3. 8	(1) 令和4年7月1日付決定4福保指二第125号「認可保育所実地検査結果通知による改善状況報告について（〇〇：〇〇）」 (2) 令和4年10月18日付「改善中事項の改善状況報告について（認可）」	8		1						1	1							福祉保健局指導監査部指導第二課 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 ・法人内部の情報であり、法人の競争上その他社会的地位が損なわれるため。 ・公にすることで関係者との信頼関係を損ない、今後の検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
3	R5. 2. 17	R5. 3. 6	医療法人〇〇の定款	7		1														福祉保健局医療政策部医療安全課
4	R5. 2. 20	R5. 3. 6	医療法人〇〇の定款	8		1														福祉保健局医療政策部医療安全課
5	R5. 2. 21	R5. 3. 6	医療法人〇〇の定款	8		1														福祉保健局医療政策部医療安全課
6	R5. 2. 22	R5. 3. 6	医療法人〇〇の定款	5			1						1							福祉保健局医療政策部医療安全課 対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。
7	R5. 2. 17	R5. 3. 6	医療法人〇〇の令和3年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの			1														福祉保健局医療政策部医療安全課
8	R5. 2. 17	R5. 3. 6	医療法人〇〇の令和2年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの			1														福祉保健局医療政策部医療安全課
9	R5. 2. 20	R5. 3. 6	医療法人〇〇の平成31年度～令和3年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの			1														福祉保健局医療政策部医療安全課
10	R5. 2. 22	R5. 3. 6	医療法人〇〇の平成29年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	6		1														福祉保健局医療政策部医療安全課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
22	R5. 2. 28	R5. 3. 14	医療法人社団〇〇が運営する〇〇病院が提出した病院開設届及び添付書類一式	23		1													対象部分は、個人に関する情報であつて、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。 対象部分は、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 対象部分は、公にすることにより、偽造等のおそれがあり、犯罪の予防に支障を及ぼすと認められるため。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
23	R5. 2. 28	R5. 3. 14	①平成29年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（平成29年8月3日付29福保医安第428号） ②平成30年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の結果について（通知）（平成30年7月9日付30福保医安第328号） ③平成30年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（平成30年7月9日付30福保医安第330号） ④平成31年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和元年7月26日付31福保医安第374号） ⑤令和2年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和2年8月20日付2福保医安第378号） ⑥令和4年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の結果について（通知）（令和4年8月18日付4福保医安第398号） ⑦令和4年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和4年8月18日付4福保医安第399号）	34		1														福祉保健局医療政策部 医療安全課
24	R5. 2. 28	R5. 3. 14	①実地指導に伴う改善状況等報告書（平成29年8月29日付） ②実地指導に伴う改善状況等報告書（平成30年8月7日付） ③実地指導に伴う改善状況等報告書（令和元年8月28日付） ④実地指導に伴う改善状況等報告書（令和2年9月10日付） ⑤実地指導に伴う改善状況等報告書（令和4年9月28日付） ⑥改善状況等報告書（令和4年9月28日付） ⑦改善状況等報告書（令和4年12月26日付）	115		1													東京都情報公開条例第7条第2号、同条第3号、同条第4号及び同条第6号に該当するため。 対象部分は、当該病院に入院中又は入院していた患者等の個人に関する情報であつて、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当し、非開示とする。 対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）等によつても公にされていない医療機関の詳細な医療実績に関する情報であつて、これを公にすることにより、当該病院の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当し、非開示とする。 対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 さらに、対象部分は、当該病院が公にされないことを信頼して実施機関へ報告した結果得られた情報であつて、公にすることにより医療監視・指導部門としての信頼性を損ね、業務の適正な遂行に支障をきたすことから、東京都情報公開条例第7条第6号（行政運営情報）に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
25	R5. 2. 28	R5. 3. 14	都が平成28年度以前に〇〇に対して行った指導及び改善命令の年月日、内容、理由などがわかる記録一式																本請求日時点において、当該公文書は保存期間満了のため廃棄されており、存在しないため。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
26	R5. 2. 28	R5. 3. 14	都のこれまでの調査で、〇〇で不要な身体拘束が判明したことがあれば、その事案の年月日や人数、状況、内容、理由などがわかる資料一式																請求日時点において、当該事案については調査中であり、本開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、捜査活動等に支障を及ぼすおそれがある（条例第7条第4号に該当）。 また、上記を明らかにすることで指導機関としての病院からの信頼性を著しく損ね、今後の事務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがある（条例第7条第6号に該当）ため、条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することとする。	福祉保健局医療政策部 医療安全課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
27	R5. 2. 28	R5. 3. 14	〇〇(〇〇)を運営する医療法人社団〇〇の設立認可時定款、定款変更認可を受けた過去の定款及び現行定款		1																福祉保健局医療政策部 医療安全課	
28	R5. 3. 6	R5. 3. 20	(1) 精神科実地指導復命書 (平成29年6月28日付) (2) 精神科実地指導復命書 (平成30年6月12日付) (3) 立入検査復命書 (平成30年6月13日付) (4) 精神科実地指導復命書 (令和元年6月27日付) (5) 精神科実地指導復命書 (令和2年8月11日付) (6) 精神科実地指導復命書 (令和4年7月7日付) (7) 立入検査復命書 (令和4年7月19日付)	190		1					1										対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度(ひまわり)等によっても公にされていない医療機関の詳細な医療実績に関する情報であって、これを公にすることにより、当該病院の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当し、非開示とする。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
29	R5. 3. 7	R5. 3. 24	医療法人〇〇の令和3年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1																福祉保健局医療政策部 医療安全課	
30	R5. 3. 7	R5. 3. 24	医療法人〇〇の令和3年度以降の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1													対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	福祉保健局医療政策部 医療安全課
31	R5. 3. 14	R5. 3. 24	医療法人〇〇の定款	5	1																福祉保健局医療政策部 医療安全課	
32	R5. 3. 20	R5. 3. 24	医療法人〇〇の定款	8	1																福祉保健局医療政策部 医療安全課	
33	R5. 3. 14	R5. 3. 27	医療法人〇〇の令和3年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	7	1																福祉保健局医療政策部 医療安全課	
34	R5. 3. 27	R5. 3. 30	医療法人〇〇の平成29年度～令和3年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1																福祉保健局医療政策部 医療安全課	
35	R5. 3. 29	R5. 3. 30	医療法人〇〇の令和3年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	8	1																福祉保健局医療政策部 医療安全課	
36	R5. 3. 20	R5. 3. 30	医療法人〇〇(207法人分)の直近分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1																福祉保健局医療政策部 医療安全課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
37	R5.3.20	R5.3.30	医療法人〇〇(3法人分)の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの																対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	福祉保健局医療政策部 医療安全課
38	R5.2.20	R5.3.2	西多摩保健所管内の〇〇における食品関係営業台帳のうち、令和5年2月20日現在で、営業の許可を受けた施設の①施設名称②施設所在地③業者氏名④法人代表者氏名⑤法人所在地⑥許可年月日⑦廃業年月日(ただし、④～⑤は③が法人の場合のみ)に限る。	1	1															福祉保健局西多摩保健所 生活環境安全課
39	R5.2.20	R5.3.6	診療所台帳、歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和5年1月1日から同月31日までに、廃止の届出を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳(南多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和5年1月1日から同月31日までに、新規に開設の届出を受けている施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
40	R5.2.20	R5.3.6	薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和5年1月1日から同月31日までに、廃止届を受理している施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳(南多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和5年1月1日から同月31日までに、新規に開設を許可している施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
41	R5.2.22	R5.3.8	食品関係営業台帳(立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市(多摩立川保健所)、府中市、調布市、狛江市(多摩府中保健所)、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市(多摩小平保健所))(令和5年1月25日から令和5年2月22日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設(ただし、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
42	R5.2.22	R5.3.8	診療所台帳、歯科診療所台帳(国立市(多摩立川保健所)、府中市(多摩府中保健所)、小平市(多摩小平保健所))(令和5年1月25日から令和5年2月22日までに新規に開設届を受理した施設 施術所台帳(国立市(多摩立川保健所)、東久留米市(多摩小平保健所))(令和5年1月25日から令和5年2月22日までに新規に開設届を受理した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
43	R5.2.22	R5.3.8	薬局台帳(立川市(多摩立川保健所)、府中市、調布市(多摩府中保健所)、小平市(多摩小平保健所))(令和5年1月25日から令和5年2月22日までに新規に開設を許可した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
44	R5.2.22	R5.3.8	理容所台帳、美容所台帳及びクレンジング所台帳(立川市(多摩立川保健所)、府中市、調布市(多摩府中保健所)、小平市、東村山市(多摩小平保健所))(令和5年1月25日から令和5年2月22日までに新規に開設を確認した施設		1															福祉保健局保健政策部 保健政策課
45	R5.3.3	R5.3.8	歯科診療所台帳(多摩府中保健所管内における、以下の施設に係る令和3年11月1日から令和4年10月31日まで及び令和4年11月1日から令和5年3月31日までの管理者名に限る。) 施設名:〇〇 住所:〇〇	2	1															福祉保健局多摩府中保健所 企画調整課
46	R5.3.6	R5.3.8	食品関係営業台帳(多摩立川保健所管内の食品関係営業台帳のうち、令和5年2月28日時点での全ての営業所(ただし、移動販売、臨時営業、自動車販売、自動販売機、廃業店舗、法人経営を除く。)に係る①屋号、②業者名、③営業所所在地、④営業所電話番号、⑤業種(大・小)⑥許可または届出年月日)	38	1															福祉保健局多摩立川保健所 企画調整課
47	R5.3.7	R5.3.13	診療所台帳(多摩府中保健所管内における、令和5年3月7日現在開設している施設に係る①施設名称、②施設所在地、③診療科目及び④病床数に限る。)		1															福祉保健局多摩府中保健所 企画調整課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
59	R5.3.1	R5.3.15	施術所台帳（あはき・柔整）（多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和5年2月1日から令和5年2月28日までに新規に開設の届出を受けた施設	1																福祉保健局保健政策部 保健政策課
60	R5.3.1	R5.3.15	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）における令和5年2月1日から令和5年2月28日までに新規に営業を確認した施設	1																福祉保健局保健政策部 保健政策課
61	R5.3.2	R5.3.15	(1) 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和5年2月1日から同年2月28日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設 (2) 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和5年2月1日から同年2月28日までに廃止の届出を受けている施設	1																福祉保健局保健政策部 保健政策課
62	R5.3.2	R5.3.15	(1) 理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和5年2月1日から同年2月28日までに開設を確認した施設 (2) 理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和5年2月1日から同年2月28日までに廃止の届出を受けた施設	1																福祉保健局保健政策部 保健政策課
63	R5.3.1	R5.3.15	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩小平保健所において令和5年2月1日から同年2月28日までに、新規に廃止又は休止の届出（開設者死亡届を含む。）を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和5年2月1日から同年2月28日までに、新規に開設又は再開の届出を受けた施設	1																福祉保健局保健政策部 保健政策課
64	R5.3.1	R5.3.15	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（南多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和5年2月1日から同年2月28日までに、新規に廃止又は休止の届出を受けた施設（保健所が廃止を確認した施設 薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和5年2月1日から同年2月28日までに、新規に許可又は再開をした施設	1																福祉保健局保健政策部 保健政策課
65	R5.3.10	R5.3.16	理容所台帳（小平市において、令和4年9月1日から令和5年3月9日までに新規に営業を確認した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名）	1	1															福祉保健局多摩小平保健所企画調整課
66	R5.3.7	R5.3.20	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年2月1日から同年3月7日までに、新規に開設の届出を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年2月1日から同年3月7日までに、廃止の届出（開設者死亡届も含む。）を受けた施設	1																福祉保健局保健政策部 保健政策課
67	R5.3.7	R5.3.20	薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年2月1日から同年3月7日までに、新規に開設を許可した施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和5年2月1日から同年3月7日までに、廃止の届出を受けた施設	1																福祉保健局保健政策部 保健政策課
68	R5.3.17	R5.3.28	診療所台帳（多摩府中保健所管内において、令和5年3月17日現在までに届出がある施設（ただし、多摩地域検査センター及び廃業は除く。）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤診療科目及び⑥開設年月日に限る。）	1																福祉保健局多摩府中保健所企画調整課
69	R5.3.17	R5.3.28	卸売販売業台帳（多摩府中保健所管内の府中市において、令和5年3月17日現在までに営業の許可を受けた施設（ただし廃業は除く）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤許可番号、⑥初回許可年月日、⑦許可年月日及び⑧許可満了日）	1																福祉保健局多摩府中保健所企画調整課





月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
77	R5.2.14	R5.3.1	都が保有する、特別永住者3世(韓国籍)が、難民条約及び出入国管理及び難民認定法の対象として扱うとする国の通知、並びに、当該国通知に付けられた都の通知文。都が作成した令和3年度及び令和4年度の研修資料で、上記通知の取扱いを記載した部分を抜粋したもの															当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しないため。 (東京都情報公開条例第11条第2項に該当)	福祉保健局生活福祉部保護課
78	R5.3.6	R5.3.20	一般社団法人〇〇が福祉サービスを提供するにあたり社会福祉法上の第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業の届け出を東京都に提出した一切の書類。 市区町村等を経由し東京都が受理した書類の全部。															当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局生活福祉部計画課
79	R5.3.13	R5.3.27	特定非営利活動法人〇〇、一般社団法人〇〇、特定非営利活動法人〇〇が福祉サービスを提供するにあたり社会福祉法上の第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業の届け出を東京都に提出した一切の書類、及び市区町村等を経由し東京都が受理した書類の全部。															当該公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局生活福祉部計画課
80	R5.3.2	R5.3.28	令和2年度ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業補助金に係る額の再確定及び超過交付額の返還命令通知書(令和3年10月5日付3福保生計第1000号)	1	1														福祉保健局生活福祉部計画課
81	R5.3.2	R5.3.28	令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)における交付決定の取消について	3		1												法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	福祉保健局高齢社会対策部計画課
82	R5.3.2	R5.3.28	(1) 令和3年8月27日付3福保高施第1043号令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金額の再確定及び返還通知 (2) 令和4年2月1日付3福保高施第1867号令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金額の再確定及び返還通知 (3) 令和4年10月5日付4福保高施第1208号令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保補助金額の再確定及び返還通知 (4) 令和4年10月13日付4福保高施第1241号令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保補助金額の再確定及び返還通知	4		1												・補助事業者所在地: 条例第7条第3号に定める事由に該当。法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 ・補助事業者名: 条例第7条第3号に定める事由に該当。法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。	福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
83	R5.3.2	R5.3.29	・平成28年度訪問看護師定着推進事業費補助金に係る交付決定取消及び返還命令 ・平成29年度、平成30年度、平成31年度、令和2年度、令和3年度訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業費補助金に係る交付決定取消及び返還命令 ・平成29年度訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業補助金に係る交付決定の取消	14		1												公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
84	R5.3.2	R5.3.30	令和4年度介護職員処遇改善支援補助金の交付金返還請求通知書	23		1												法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。	福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
85	R5.3.2	R5.3.30	(1) 令和元年度ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業補助金の返還について (2) 平成29年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金の返還について (3) 平成30年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金の返還について (4) 平成30年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金の返還について (5) 平成31年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金の額の再確定及び返還について (6) 平成31年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金の額の再確定及び返還について (7) 平成31年度介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金の返還について (8) 平成31年度介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金の返還について (9) 令和2年度介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金の額の再確定及び返還について	9		1													福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
86	R5.3.17	R5.3.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社〇〇「〇〇」(〇〇所在)に係る令和3年11月15日付有料老人ホーム設置届及び令和4年6月30日付有料老人ホーム休止・廃止届</li> <li>〇〇株式会社「〇〇」(〇〇所在)に係る令和4年6月30日付有料老人ホーム設置届</li> </ul>	3		1												<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の印影：条例第7条第4号に定める事由に該当。民間法人の印影であり、公にすることにより印影の偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</li> <li>施設の管理者の住所：条例第7条第2号に定める事由に該当。個人に関する情報と認められるため。</li> <li>休止・廃止の理由：条例第7条第3号に定める事由に該当。事業廃止の理由であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</li> </ul>	福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
87	R5.3.23	R5.3.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業譲渡契約書</li> </ul>	2		1												<ul style="list-style-type: none"> <li>事業譲渡契約書の内容：条例第7条第3号に定める事由に該当。事業譲渡に関する契約であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</li> <li>法人の印影：条例第7条第4号に定める事由に該当。民間法人の印影であり、公にすることにより犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</li> </ul>	福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
88	R5.3.23	R5.3.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料老人ホーム設置届</li> <li>賃貸借契約書</li> </ul>	3		1												<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の印影：条例第7条第4号に定める事由に該当。民間法人の印影であり、公にすることにより印影の偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</li> <li>施設の管理者の住所：条例第7条第2号に定める事由に該当。個人に関する情報と認められるため。</li> <li>取引主任士の登録番号、氏名、印影：条例第7条第2号に定める事由に該当。特定の個人を識別することができるため。</li> <li>賃貸借契約書の内容：条例第7条第3号に定める事由に該当。賃貸借に関する契約であり、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</li> </ul>	福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
89	R5.2.2	R5.3.2	令和4年度東京都北児童相談所建物管理委託 委託契約書(別表2：建物の清掃実施内訳)	2	1													福祉保健局北児童相談所	
90	R5.1.4	R5.3.3	〇〇の貸借対照表(2019年3月末時点) (請求内容のうち 2) 〇〇の2019年3月末時点の貸借対照表のうち、添付のものと同内容(形式を除く。)が同一のものでないもの)	1	1													福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
91	R5.1.4	R5.3.3	1) 〇〇の2019年3月末時点の貸借対照表のうち、添付のものと同内容(形式を除く。)が同一のもの 3) 〇〇の2019年3月末時点の貸借対照表のうち、1) 2) 以外のもの	0				1										福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
92	R5.1.4	R5.3.3	〇〇の貸借対照表(2018年3月末時点) (請求内容のうち 2) 〇〇の2018年3月末時点の貸借対照表のうち、添付のものと同内容(形式を除く。)が同一のものでないもの)	1	1													福祉保健局少子社会対策部家庭支援課	
93	R5.1.4	R5.3.3	1) 〇〇の2018年3月末時点の貸借対照表のうち、添付のものと同内容(形式を除く。)が同一のもの 3) 〇〇の2018年3月末時点の貸借対照表のうち、1) 2) 以外のもの	0				1										福祉保健局少子社会対策部育成支援課	



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
103	R5.1.5	R5.3.6	委託完了届 ・〇〇 (H30からR3年度分) ・〇〇 (H30からR2年度分) ・〇〇 (H30からR2年度分) 若年被害女性名等支援事業評価委員会結果報告 ・〇〇 (H30からR3年度分) ・〇〇 (H30からR3年度分) ・〇〇 (R3年度分) ・〇〇 (R3年度分)	23		1												4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
104	R5.1.5	R5.3.6	・事業計画書、実施状況報告書など都への提出書類について、検査、履行確認に係る公文書 ・選定委員会の外部有識者と被選定事業者の利害関係の有無がわかる公文書	0				1											福祉保健局少子社会対策部育成支援課
105	R5.1.5	R5.3.6	仕様書、契約変更に係る通知書	40	1														福祉保健局少子社会対策部女性相談センター
106	R5.1.5	R5.3.6	請求書、契約変更に係る通知書	35		1						1						4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
107	R5.1.5	R5.3.6	若年被害女性等支援事業の委託について契約書に定める催告、承諾、解除、再履行の命令に関する一切の公文書	0				1											福祉保健局少子社会対策部保育支援課
108	R5.2.15	R5.3.15	(1) 賠償責任保険証券、(2) (1)に係る特命随意契約の起案決定文	13	1														福祉保健局少子社会対策部育成支援課
109	R5.1.16	R5.3.17	若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書 (第一四半期から第三四半期分、令和3年度分、〇〇に関する文書)	40	1														福祉保健局少子社会対策部育成支援課
110	R5.1.16	R5.3.17	若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書 (平成30年度から令和2年度分(第一四半期から第三四半期分)、令和4年度分(第一四半期から第二四半期分)、〇〇に関する文書)	0		1						1	1		1			3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
111	R5.1.16	R5.3.17	若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書（令和4年度第三四半期分、〇〇に関する文書）	0				1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
112	R5.1.16	R5.3.17	若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書（第4四半期分（年間）、令和3年度分、〇〇に関する文書）	20	1															福祉保健局少子社会対策部育成支援課
113	R5.1.16	R5.3.17	若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書（第4四半期分（年間）、平成30年度から令和2年度分、〇〇に関する文書）	0		1						1								福祉保健局少子社会対策部育成支援課 4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
114	R5.1.16	R5.3.17	若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書（令和4年度第4四半期分（年間）、〇〇に関する文書）	0				1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
115	R5.1.16	R5.3.17	若年被害女性等支援事業に関する委託契約書（平成30年度から令和4年度分、〇〇に関する文書）	129		1						1								福祉保健局少子社会対策部育成支援課 4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
116	R5.1.16	R5.3.17	若年被害女性等支援事業に関する事業計画（平成30年度から令和4年度分、〇〇に関する文書）	34		1						1	1		1					福祉保健局少子社会対策部育成支援課 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 4号：公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
117	R5.1.23	R5.3.17	令和3年度東京都若年被害女性等支援事業に関連する文書に記載の誤記について〇〇より報告された文書（報告日含む）	0				1												福祉保健局少子社会対策部育成支援課
118	R5.3.6	R5.3.20	〇〇が福祉サービスを提供するにあたり社会福祉法上の第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業の届け出を東京都に提出した一切の書類。市区町村等を経由し東京都が受理した書類の全部。	0				1												福祉保健局少子社会対策部計画課
119	R5.1.23	R5.3.24	30福保子育て第1507号の文書 2福保子育て第3431号の文書	69		1					1				1					福祉保健局少子社会対策部育成支援課 2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
120	R5.1.23	R5.3.24	平成30年度から令和4年度に実施した「東京都若年被害女性等支援モデル事業」及び「東京都若年被害女性等支援事業」の企画提案募集において各年度の応募資格欠格者数、辞退者数がわかる文書	0				1												福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
121	R5.2.22	R5.3.25	都立児童養護施設の運営に係る指定管理料(委託料)への流用について	4	1																福祉保健局少子社会対策部育成支援課	
122	R5.2.22	R5.3.25	令和2年度東京都児童養護施設の管理に関する協定の一部を変更する協定の締結について(東京都石神井学園外5施設)	134	1							1									4号:公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
123	R5.3.14	R5.3.25	〇〇に係る令和3年度若年被害女性等支援事業委託契約書	27	1							1									4号:公にすることにより、印影の偽造、追跡等の犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
124	R5.3.13	R5.3.27	〇〇市の〇〇における職員による入所者に対する虐待認定について書類一式	0		1		1													以下に該当するため、東京都情報公開条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する。 ・条例第7条第2号 特定の個人を識別することはできないが、公文書が存在するか否かを答えるだけで、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・条例第7条第3号 本件開示請求は、都が行う虐待に係る調査の内容に関するものであり、公文書が存在するか否かを答えるだけで、当該施設に対する都民の不安等をいたずらに生じさせ、当該法人の事業活動上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・条例第7条第6号 本件開示請求は、都が行う虐待に係る調査の内容に関するものであり、公文書が存在するか否かを答えるだけで、今後の調査への協力が得られなくなるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため。	福祉保健局少子社会対策部計画課
125	R5.3.13	R5.3.27	〇〇、〇〇、〇〇が福祉サービスを提供するにあたり社会福祉法上の第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業の届け出を東京都に提出した一切の書類。及び市区町村等を経由し東京都が受理した書類の全部	0				1														福祉保健局少子社会対策部計画課
126	R5.11.13	R5.3.30	・〇〇利用者状況(平成30年度から令和4年度)、自立支援計画(平成30年から平成31年度、令和3年度) ・〇〇利用者状況(令和3年度から令和4年度)、自立支援計画(令和4年度)	382	1						1										2号:公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 6号:公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
127	R5.3.2	R5.3.30	令和2年3月12日付31福保子保第6846号平成29年度東京都保育サービス推進事業補助金交付額確定一部取消通知書 平成31年2月8日付30福保子保第5447号平成30年度東京都保育士等キャリアアップ補助金交付決定取消通知書 平成31年2月8日付30福保子保第5447号平成30年度東京都保育サービス推進事業補助金交付決定取消通知書	3	1																	福祉保健局少子社会対策部保育支援課
128	R5.1.30	R5.3.31	東京都若年被害女性等支援事業に係る令和2年度評価委員会の議事録	6	1						1										2号:公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 6号:公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課





月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部署等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
137	R5.2.1	R5.3.31	実施状況報告書、居場所利用者状況報告書、自立支援計画	67		1													2号：公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 3号：公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 6号：公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
138	R5.2.22	R5.3.2	令和3年度630調査 精神病床を有する医療機関用調査票 提出調査票1から48まで、外来・リエゾン調査票及び訪問看護調査票 医療法人社団○○分 ただし、「入力ご担当者氏名」欄及び「所属部署」欄を除く。	50	1														福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課	
139	R5.2.22	R5.3.17	令和2年度東京都障害者（児）施設の管理に関する協定の一部を変更する協定の締結について	30	1														福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課	
140	R5.3.6	R5.3.20	一般社団法人○○が福祉サービスを提供するにあたり社会福祉法上の第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業の届け出を東京都に提出した一切の書類。市区町村等を経由し東京都が受理した書類の全部。	0				1											請求に係る対象文書は取得しておらず、存在しないため。 福祉保健局障害者施策推進部計画課管理担当	
141	R5.2.28	R5.3.22	(1) 令和元年度及び令和2年度630調査 精神病床を有する医療機関用調査票 提出調査票1から48まで 医療法人社団○○分 ただし、「入力ご担当者氏名」欄及び「所属部署」欄を除く。 (2) 令和4年度630調査 精神病床を有する医療機関用調査票 提出調査票1から49まで、外来・リエゾン調査票及び訪問看護調査票 医療法人社団○○分 ただし、「入力ご担当者氏名」欄及び「所属部署」欄を除く。	147	1														福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課	
142	R5.3.15	R5.3.23	視覚障害にかかる障害程度等級表	0															インターネットによる公開情報と同一の記載であるため開示しない 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課	
143	R5.3.13	R5.3.27	特定非営利活動法人○○、一般社団法人○○、特定非営利活動法人○○が福祉サービスを提供するにあたり社会福祉法上の第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業の届け出を東京都に提出した一切の書類及び市区町村等を経由し東京都が受理した書類の全部。	0				1											請求に係る対象文書は取得しておらず、存在しないため。 福祉保健局障害者施策推進部計画課管理担当	
144	R5.3.2	R5.3.31	「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付額確定通知書」及び「障害者日中活動系サービス推進事業（加算分）確定額変更通知書」	174	1														福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課	
145	R5.3.6	R5.3.31	令和4年度630調査 精神病床を有する医療機関用調査票 提出調査票1から49まで、外来・リエゾン調査票及び訪問看護調査票 全病院分 ただし、「入力ご担当者氏名」欄及び「所属部署」欄を除く。	4998	1														福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
146	R5. 2. 24	R5. 3. 2	東京都において令和4年7月1日から令和4年12月31日までに新たに許可(登録)した以下の台帳 医療機器製造販売業許可台帳(第一種、第二種、第三種) 体外診断用医薬品製造販売業許可台帳 医療機器修理業許可台帳 医療機器製造業登録台帳 体外診断用医薬品製造業登録台帳 (項目: 氏名、住所、名称、所在地、許可(登録)年月日及び許可(登録)番号に限る。)	1	1														福祉保健局健康安全研究センター広域監視部 医療機器監視課	
147	R5. 2. 24	R5. 3. 3	東京都内において、令和4年7月1日から同年12月31日までに東京都知事権限にて新たに許可した以下の台帳(許可年月日、許可番号、氏名、名称及び所在地に限る。) 1 医薬品製造業許可(登録)台帳 2 医薬品製造販売業許可台帳(第一種、第二種) 3 医薬部外品許可(登録)台帳 4 医薬部外品製造販売業許可台帳 5 化粧品製造業許可(登録)台帳 6 化粧品製造販売業許可台帳 7 再生医療等製品製造販売業許可台帳	1	1														福祉保健局健康安全研究センター広域監視部 薬事監視指導課	
148	R5. 2. 24	R5. 3. 7	地方委任医薬品等製造販売承認品目一覧(ただし、医薬品及び医薬部外品について、販売名、製造販売業者、承認年月日、承認番号及び薬効名を記載したものに限る。また、令和4年7月1日から同年12月31日までに承認したものに限る。) 医薬部外品製造販売承認申請書 申請書に係る添付資料一式	2	1														福祉保健局健康安全部 業務課	
149	R5. 3. 7	R5. 3. 20	(1) 平成21年度 専用水道 有機フッ素化合物 (2) 平成22年度 有機フッ素化合物(専用水道) (3) H24専用水道(要検討項目) (4) H25結果(専用水道)2月分含む(要検討項目) (5) 令和元年度 専用水道(要検討項目) (6) 令和2年度専用水道 PFOS・PFOA (7) 令和3年度専用水道 PFOS及びPFOA、PFHxS結果 (8) 令和4年度専用水道 PFOS及びPFOA、PFHxS結果	8	1									1	1				(第7条第6号) 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、調査に協力したものであり、これを公にすることにより、今後調査の協力を受けられなくなるなど、調査事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条第7号) 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため	福祉保健局健康安全部 環境保健衛生課
150	R5. 3. 14	R5. 3. 20	平成30年度 PFOS・PFOAの検査結果	1	1									1	1				(第7条第6号) 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、調査に協力したものであり、これを公にすることにより、今後調査の協力を受けられなくなるなど、調査事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条第7号) 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため	福祉保健局健康安全部 環境保健衛生課
151	R5. 3. 22	R5. 3. 27	麻薬業務所一覧(ただし、令和5年2月16日から同年3月15日までの間に免許を受けた麻薬管理者がいる麻薬業務所の名称、所在地及び免許年月日並びに同年2月16日から同年3月15日までの間に麻薬管理者が業務廃止届を提出した麻薬業務所の名称、所在地及び業務廃止年月日に限る。)	2	1														福祉保健局健康安全部 業務課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
152	R5. 2. 16	R5. 3. 31	〇〇 (製造販売：〇〇株式会社、承認番号：〇〇、承認年月日：〇年〇月〇日)に係る以下の文書 1 医薬品添加物 個別審議品目概要表 2 医薬品製造販売承認申請書 3 新添加物にかかわる概要書	65		1													(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため (7条3号) 製造方法、規格、製品の特性などを推測することができる情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による製造が容易となる等、当該法人の商品開発等の競争上の地位が損なわれると認められるため (7条4号) 公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉保健局健康安全部 業務課	
153	R5. 2. 15	R5. 3. 15	①年間保険料30万円以上の損害保険契約の保険証券の裏表及び保険証券に添付されている別紙明細・特約事項 ②前記①の業者指名に際して作成された広告や入札説明書または見積徴収通知書と保険設計内容を業者に示すための仕様書 ③入札または見積合わせを行わずに随意契約となっている場合は契約業者選定にかかる決裁書	42	1															福祉保健局感染症対策部 事業推進課	
154	R5. 2. 15	R5. 3. 15	①年間保険料30万円以上の損害保険契約の保険証券の裏表及び保険証券に添付されている別紙明細・特約事項 ②前記①の業者指名に際して作成された広告や入札説明書または見積徴収通知書と保険設計内容を業者に示すための仕様書 ③入札または見積合わせを行わずに随意契約となっている場合は契約業者選定にかかる決裁書			1								1						公にすることにより、都が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、また今後の契約に際し、予定価格及び契約目的が類推され、契約事務における公正性及び競争性の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、条例第7条第6号に該当する。	福祉保健局感染症対策部 事業推進課
155	R5. 3. 14	R5. 3. 20	ゲノム解析結果の推移 [週別] のうち、各変異株系統ごとのゲノム解析数 (実数) を示すデータ	1	1															福祉保健局感染症対策部 計画課	
156	R5. 3. 23	R5. 3. 31	②感染により死亡したというエビデンス						1											本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部 防疫・情報管理課
157	R5. 3. 23	R5. 3. 31	・ 新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等の資料 ・ 顕微鏡でしか確認不可のウイルスをマスクで防げるという科学的根拠						1											本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部 計画課
158	R5. 3. 23	R5. 3. 31	ワクチン開発には10年かかると言われますが、コロナワクチンは1年未満で完成し、治験すらしていない状況下で、安全性・有効性を証明する科学的根拠、論文等。						1											本件開示請求に係る文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部 防疫・情報管理課
159	R5. 3. 2	R5. 3. 16	1 東京都立病院が、2011年4月から現在までに労働基準監督署から交付された是正勧告書のうち、現存するもの全て 2 東京都立病院が、2011年4月から現在までに支払った、未払い賃金の総額を知ることができる文書						1											当該公文書は実施機関において作成及び保有しておらず、存在しないため。	福祉保健局都立病院支援部 法人調整課
160	R5. 3. 2	R5. 3. 31	公益財団法人〇〇運営費補助金に関する返還命令 (平成28年度から令和3年度までの各年度分)	6	1																福祉保健局都立病院支援部 法人調整課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが13件あります。